

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

平成十年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成九年三月三日現在の地番による。)
豊房字三角林	豊房字三角林のうち一六の六以外の区域
豊房字白瀧ノ上	豊房字三角林一六の六
豊房字白瀧ノ上の全域	豊房字山ノ神ノ平ル一〇八、一〇九の二、一〇九の一三の一部及び一〇八と一体をなす国有地

豊房字山ノ神ノ平ル	豊房字山ノ神ノ平ル一〇八、一〇九の二、一〇九の一三の一部及び一〇八と一体をなす国有地以外の区域
豊房字大林	豊房字山ノ神ノ平ルのうち一〇八、一〇九の二、一〇九の一三の一部及び一〇八と一体をなす国有地以外の区域
豊房字大林一七二の三の二	豊房字山ノ神ノ平ルのうち一〇八、一〇九の二、一〇九の一三の一部及び一〇八と一体をなす国有地以外の区域

豊房字大林一七二の三の二	豊房字山ノ神ノ平ルのうち一〇八、一〇九の二、一〇九の一三の一部及び一〇八と一体をなす国有地以外の区域
豊房字上上ノ原林	豊房字中上ノ原林のうち一四八の一、一四八の二の一部、一四九の一、一四九の二の一部、一四九の六の一部、一四九の七の一部、一五〇の四の一部、一五一の五の一部、一五〇の七の一部、一五〇の一〇の一部、一五一の五の一部、一五〇の三の一部、一五四以外の区域
豊房字上上ノ原林	豊房字中上ノ原林のうち一四八の一、一四八の二の一部、一四九の一、一四九の二の一部、一四九の六の一部、一四九の七の一部、一五〇の四の一部、一五一の五の一部、一五〇の七の一部、一五〇の一〇の一部、一五一の五の一部、一五〇の三の一部、一五四以外の区域

告示	告示	告示	告示
鳥取県告示第九十五号	鳥取県告示第九十五号	鳥取県告示第九十五号	鳥取県告示第九十五号
山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大	この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十一十一工区(向原一)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。	この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十一十一工区(向原一)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
豊房字上上ノ原林	豊房字中上ノ原林	豊房字大林	豊房字山ノ神ノ平ル

豊房字下大塔	一六四の一から一六四の三までの一部、一六五の一から一六五の三までの一部、一六六の二の一部、一六七の一部、一六七の二の一部、一七一の三の一部、一七四の一部以外の区域
豊房字上大塔	一六四の一から一六四の三までの一部、一六五の一から一六五の三までの一部、一六六の二の一部、一六七の一部、一六七の二の一部、一七二の三の一部、一七四の一部
豊房字下大塔の全域	豊房字上大塔一六二の一から一六二の五まで、一八二の一〇、一八二の一五、一八二の一七、一八二の一八、一八二の一〇、一八九の四、一八九の六
豊房字上大塔	豊房字上大塔のうち一八二の一から一八二の五まで、一八二の一〇、一八二の一五、一八二の一七、一八二の一八、一八二の一〇、一八九の四、一八九の六以外の区域

鳥取県告示第九十六号	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一一十一一工区（向原一）の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
平成十年二月十三日	鳥取県知事 西 尾 邑 次
一 開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。	鳥取県知事 西 尾 邑 次
平成九年八月十五日 鳥取県指令米土維十第十六号	鳥取県知事 西 尾 邑 次
二 開発区域に含まれる地域の名称	米子市上福原三丁目
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市上福原九八二一四

鳥取県告示第九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

開発許可の年月日及び番号

平成九年六月三日 鳥取県指令米土維十第九号

開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字天神ノ後及び字つづじヶ丘

開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目一二二二一一〇

カナートプロダクツ株式会社  
代表取締役 谷本 賢司

## 鳥 取 県 公 報

第6951号

3 平成10年2月13日 金曜日

竹本 俊雄

## 鳥取県告示第九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月八日 鳥取県指令米土維十第十八号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字荒神森北

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市末広町一二七

山陰石油株式会社

代表取締役 坂口 允彦

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 関 田 端

一日時 平成十年二月十六日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

## 三 議題

- 1 平成十年度教育行政施策について
- 2 その他